

○芦屋市水道事業給水条例（給水申込み契約用）

平成9年3月12日

（第1条～第15条略）

（給水の原則）

第16条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではない。

3 第1項の規定による給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても、市はその責を負わない。

（給水の申込み）

第17条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（第18条～第19条略）

（水道メーターの設置）

第20条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

（メーターの貸与等）

第21条 メーターは、管理者が設置して、給水装置の使用者、所有者、所有者代理人又は総代人（以下「使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 使用者等が、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

（届出の義務）

第22条 使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を中止又は廃止するとき。
- (2) 給水装置の口径又は用途を変更するとき。

2 使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 所有者代理人又は総代人に変更があったとき。

(給水装置の管理)

第23条 使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項の管理の義務を怠ったために生じた損害は、使用者等の責任とする。
- 3 第1項の規定による届出がなくても管理者がその必要を認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。
- 4 前項の修繕その他必要な処置に要した費用は、給水装置の使用人又は所有者の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第24条 使用者等は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第25条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、分担金及び手数料

(料金の支払義務)

第26条 水道料金（以下「料金」という。）は、使用者等から徴収する。

(料金)

第27条 料金は、基本料金と従量料金を合計した額並びにその額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及

び消費税額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額の合計額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

2 基本料金及び従量料金は、1月につき、次のとおりとする。

(1) 基本料金

メーターの口径	基本料金
13ミリメートル	使用水量10m ³ まで 900円
20ミリメートル	使用水量10m ³ まで 1,130円
25ミリメートル	使用水量10m ³ まで 1,500円
40ミリメートル	2,540円
50ミリメートル	5,300円
75ミリメートル	11,200円
100ミリメートル	21,300円
150ミリメートル	57,800円

(2) 従量料金

用途	使用水量の段階区分	従量料金 (1m ³ につき)
一般用	20m ³ までの分（メーター口径25ミリメートル以下は10m ³ を超える分）	140円
	20m ³ を超え30m ³ までの分	180円
	30m ³ を超え40m ³ までの分	220円
	40m ³ を超え50m ³ までの分	240円
	50m ³ を超え100m ³ までの分	270円
	100m ³ を超える分	300円
公衆浴場用	1m ³ 以上の分	140円
臨時用	1m ³ 以上の分	520円

3 前項の用途については、管理者が別に定める基準により認定する。

（平17条例45・一部改正）

（料金の算定）

第28条 料金は、隔月定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が2月ご

とに定めた日をいう。)にメーターを点検して算定する。

2 前項の算定をする場合、その使用水量は、各月均等とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず管理者が必要と認めたときは、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量の認定)

第29条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) その他使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第30条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの基本料金は、次のとおりとする。

(1) 使用日数が15日以内の場合の基本料金は、第27条第2項第1号の基本料金の2分の1とする。

(2) 使用日数が15日を超えるときは、1月とみなす。

2 月の中途において、メーターの口径に変更があったときの料金は、その使用日数の多い方の基本料金を適用する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の基本料金を適用する。

(概算料金の前納)

第31条 臨時用の水道を使用しようとする者は、給水の申込みの際、次の区分により概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

メーターの口径	概算料金
25ミリメートル以下	50,000円
40ミリメートル以上	75,000円

2 前項の概算料金は、水道の使用を中止したとき清算する。

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、口座振替、集金又は納付の方法により、2月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(第33条～第35条略)

(料金・手数料等の軽減又は免除)

第36条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例により納付しなければならない料金、手数料及びその他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第37条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を随時検査し、又は使用者等に対して必要な措置を指示することができる。

(受水槽以下の検査)

第38条 管理者は、必要と認めるときは、受水槽以下の装置を随時検査し、又は改善を命ずることができる。

2 前項の規定により検査する場合において特別の費用を要するときは、実費相当額を徴収することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第39条 管理者は、給水装置の構造及び材質が第5条に規定する基準に適合していないと認めるときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときはこの限りでない。

(給水の停止)

第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第10条の工事費、第23条第4項の修繕費、第27条の料金、第33条の分担金又は第35条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第28条の使用水量の計量、第37条及び第38条の検査を拒み、又は妨げたとき。

- (3) 給水装置を汚染するおそれがある器物又は施設と連結して使用する場合等において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第41条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在不明で、かつ、その使用者がないとき。
(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第6条の承認を受けないで給水装置の工事をした者
(2) 正当な理由がなくて、第20条第2項のメーターの設置、第28条の使用水量の計量、第37条及び第38条の検査又は第39条及び第40条の給水の停止を拒み、若しくは妨げた者
(3) 第23条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
(4) 第27条の料金、第33条の分担金又は第35条の手数料の徴収を免れようとして詐欺、その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第43条 市長は、詐欺、その他不正の行為によって第27条の料金、第33条の分担金又は第35条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第44条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第45条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(補則)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。